（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				
指定試験機関				検定職種
名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	金融窓口サービス
日本百貨店協会	東京都中央区日本橋二丁目一番十号	接客販売職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成二十九年十月二十四日	接客販売

改正前				
指定試験機関				検定職種
名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	金融窓口サービス
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

改正後		
定等を行わせる試験をいう。以下この表において同じ。） 二　計画立案等作業試験 三　実地試験		
（略）	（略）	着付け
（略）	（略）	レストランサービス
一　判断等試験 二　計画立案等作業試験 三　実地試験	フィットネスクラブ・マネジメント	
（略）	（略）	（略）
一　（略） 二　判断等試験	造園	
（略）	（略）	（略）

改正前		
（略）	（略）	着付け
（略）	（略）	レストランサービス
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
一　（略） 二　判断等試験（受検者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判断、判別、測定等を行わせる試験をいう。以下この表において同じ。）	造園	
（略）	（略）	（略）